

別表第1 環境生活部の項中

県民生活総室	交通安全係 青少年係 消費生活係
男女共同参画課	

を

男女共同参画・パートナーシップ推進課	
食の安全・消費生活課	
交通安全・青少年課	

に改め、同表商工観光労働部の項中

工業振興課	
-------	--

を

工業振興課	
新産業振興課	

に、「観光物産課」を「観光物産総

室」に改め、同表農政部経営技術課の項中「植物防疫係」を「植物防疫・農業監視係」に改め、同表の同部の項中

畜産課	企画調整係 経営環境係 生産振興係 衛生係 草地飼料係
-----	---

を

畜産振興課	
畜産衛生課	

に改め、同表同部農村計画課の

項中「検査・技術管理係」を削り、同表同部農地建設課の項中「ほ場整備係」を「ほ場整備係  
検査・技術管理係」に改め、

同表土木部の項中

道路建設課	企画係 県道係 国道係 橋梁係 市町村道係
道路維持課	管理係 維持係 環境整備係

を

道路総務課	
道路政策課	
道路整備課	
道路保全課	

に改める。

別表第2 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表知事決裁事項の欄第6号中「関すること」の次に「(部長専決に該当するものを除く。)」を加え、同表部長専決事項の欄中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 訓令の軽易な改廃に関すること。

別表第2 1 支出負担行為以外の共通専決事項の表部長専決事項の欄第37号中「2億円」を「5億円」に改め、同表同欄第38号中「5億円未満」を削る。

別表第2 2 支出負担行為に係る共通専決事項の表第13項中

2,000万円以上	300万円以上 2,000万円未満	300万円未満	
-----------	----------------------	---------	--

を

5,000万円以上	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円未満	
-----------	------------------------	-----------	--

に改め、同表第20項、第